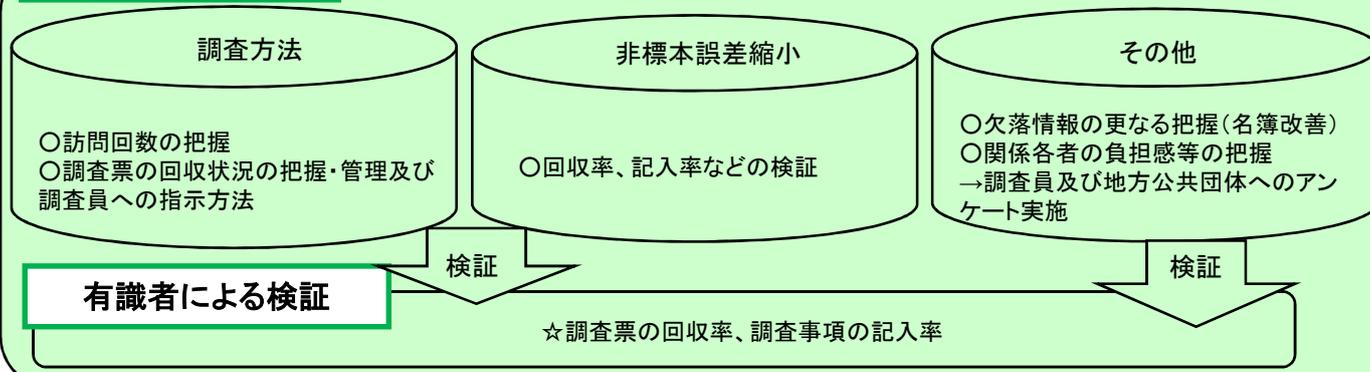


## 平成29年国民生活基礎調査試験調査の概要

## 調査の目的

国民生活基礎調査(以下、「本体調査」という。)の非標本誤差の縮小を図るため、現在の調査員回収は維持しつつも郵送回収によるさらなる回収率の向上を目指し、調査員訪問時に不在で世帯の方と接触できない世帯を対象とした郵送回収の導入の有効性について検証するための基礎資料を得る。

## 主な検証事項



## 調査の概要

## 1 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 指定都市(熊本市を除く)及び特別区
- (2) 属性的範囲 平成27年国勢調査区のうち後置番号1

## 2 報告を求める者

平成27年国勢調査区のうち、指定都市(熊本市を除く)及び特別区から抽出

試験A: 訪問回数制限なし(※1) 22地区

試験B: 訪問回数制限あり(※2) 22地区

【1地区 = 約50世帯、約150人】

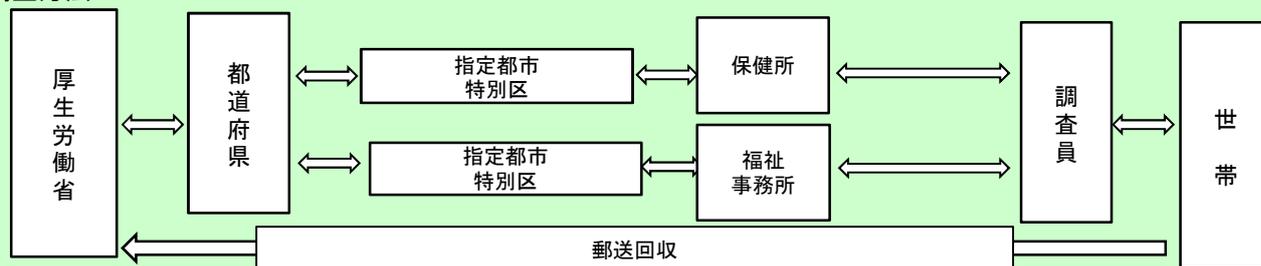
※1: 保健所又は福祉事務所へ提出する期限ぎりぎりまで訪問に努めても、面接不能な場合は郵送に切り替える。

※2: 郵送回収の対象とする判断基準(訪問回数)を検討するために、3回の訪問で面接不能な場合は郵送に切り替える。

## 3 報告を求める事項

本体調査に同じ(世帯票及び所得票)

## 4 調査方法



上記ルート中、試験A、試験Bの2パターンの方法により調査を実施し、回収率等を比較検証

## 5 報告を求める期間

- (1) 調査の周期; 一回限り
- (2) 調査の実施期間及び調査票の提出期限; 本体調査に同じ  
(世帯票 6月1日実施、所得票 7月13日実施)

## 6 調査結果の公表の方法及び期日

平成30年1月以降、有識者による検討会(仮称)における検討資料として公表予定。